

# 習志野市 学校の新しい生活様式ルール（令和3年8月2日版）

## ～緊急事態宣言適用期間中の夏休みの活動～

（参考引用資料：文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」及び千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」）

### ◎一人ひとりの基本的感染対策（全員）

- 屋内では元気でもマスクをつける。マスクがない児童・生徒は、タオル等で代用し、真正面での会話は可能な限り避ける。マスク着用時は、のどが渇かなくても、定期的に水分補給をし、脱水や熱中症に注意する。また、熱中症への対応を優先し、周囲と十分距離が取れる場合（2m以上）や暑さ指数（WBGT）が高い日はマスクを一時的に外すことも可能とする。ただし、大声での会話は控える。
- 運動時にはマスクの着用を必要としない。軽度な運動時には着用してもよいが、熱中症等の体調の変化に注意し、身体的距離を確保した上で適宜マスクを外して休息すること。また、用具の準備や片付けの時には、可能な限りマスクを着用する。
- 登校時及び部活動開始前に、健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。  
※同居している方が体調不良の時は、登校及び部活動参加は控える。
- 中学校及び高等学校等では、教職員の直接的な監視下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、生徒自らが衛生管理に留意する（令和3年5月10日教安第200号）。また、小学校においても、校外での衛生管理について、発達段階に応じて保護者と共に考える。

## かけがえのない いま 学校生活を守るために



### ★家庭との連携

- 児童・生徒等に発熱や風邪症状がある場合は、部活動等に参加しない。
- 児童・生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された場合は速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

### ★来校者との面会・個人面談

- 外部からの来校者に対し、玄関等での検温を実施し、来校者カード等に記入する。来校者カードは1カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。また、予定されている面談等を除いて、原則校内への立ち入りや教育活動等への参加は見合わせる。
- 地域や保護者、業者などへの連絡・相談は、できるだけ電話やメール、文書やFAXを活用する。
- 面会・面談を行う際は、その直前直後に水道水と石けんで丁寧に手を洗う。
- 面会・面談は短時間に終わるよう計画し、マスク着用のもと、1m以上離れてお互いに向かい合わないようにする。実施後は、毎回机・いす等を消毒する。

### ★部活動

- 運動中以外や管楽器演奏中以外は、原則、マスクを着用する。ただし、呼吸が激しくならない程度の活動の際は、マスクの着用を検討する。

- 更衣室等の共用エリアは、短時間の利用とし、会話を制限し、一斉に使用することは避ける。
- 他校との交流練習、練習試合等は、原則市内に限る。また、その場合も公共交通機関を使用しないで移動できる範囲とする。ただし、関東・全国規模の上位大会への出場を控えている場合は、感染防止対策について教育委員会と協議の上、市外での活動について実施の判断をする。
- 原則保護者等の観戦、及び外部指導者による対面での直接指導は実施しない。
- 食事中の感染リスクを回避するため、原則昼食をまたがない半日以下（3時間以内）の活動とする。
- 感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い、活動は一時的に停止する。
  - ・屋内で実施する呼気が激しくなるような運動。 ※教学第24号参照
  - ・人と人が接近するような感染リスクの高い活動。ただし、大会等が近い場合においては、学校長と協議の上、実施の判断をする。

#### 附 則

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 5 月 27 日に交付し、6 月 1 日から施行する。

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 6 月 1 日に改訂し、施行する。  
（教職員同士の生活様式を改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 7 月 1 日に改訂し、施行する。  
（主に清掃活動・熱中症予防について改訂）  
この生活様式（ルール）は、令和 2 年 7 月 27 日に改訂し、施行する。  
（習志野版あたらしいルールの策定に伴い改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 9 月 7 日に改訂し、施行する。  
（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 12 月 7 日に改訂し、施行する。  
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 1 月 21 日に改訂し、施行する。  
（令和 3 年 1 月 7 日の緊急事態宣言の発出による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 4 月 2 日に改訂し、施行する。  
（令和 3 年 3 月 21 日の緊急事態宣言の解除による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 5 月 24 日に改訂し、施行する。  
（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 7 月 1 日に改訂し、施行する。  
（文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 7 月 30 日に改訂し、施行する。  
（千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」）